

## 船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第58号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年11月23日 07時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県枕崎港東防波堤灯台から真方位065° 1,100m付近 (概位 北緯33° 15.8′ 東経130° 18.2′)	
事故等調査の経過	平成20年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十六 <sup>あき</sup> 昭丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-2921（漁船登録番号）、有限会社橋野水産	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	球状船首船底に小破口など	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、枕崎港付近を約335°の針路及び約9ノットの速力で自動操舵により航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、平成20年11月23日07時00分ごろ、枕崎港内の浅礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視程 2海里以上 海象：波浪なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、単独で船橋当直中の船長が、いすに腰掛けたまま操船して居眠りに陥ったことから、予定の変針が行われず、枕崎港内の浅礁に向けて航行し、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、枕崎港に向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、枕崎港内の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	